

## 議案第69号

紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例及び紫波町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年紫波町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年紫波町条例第22号）第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年紫波町条例第22号）第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

第2条 紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年紫波町条例第22号）第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年紫波町条例第22号）第19条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

(紫波町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 紫波町特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年紫波町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(給料以外の給与及びその支給額等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の額並びに支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給料以外の給与及びその支給額等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の額並びに支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 177.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

第4条 紫波町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(給料以外の給与及びその支給額等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の額並びに支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 177.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給料以外の給与及びその支給額等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の額並びに支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、紫波町一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の改正による改正後の紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）の規定及び第3条の改正による改正後の紫波町特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### (期末手当の内扱)

- 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の改正による改正前の紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第3条の改正による改正前の紫波町特別職の職員の給与に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月25日提出

紫波町長 熊 谷 泉

#### 理由

国の例に準じ、紫波町議会の議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。